

軽油引取税の当分の間税率廃止に伴う事務取扱いについて

1 概要

軽油引取税の当分の間税率については、令和8年2月20日に閣議決定された地方税法の一部を改正する法律案において、令和8年4月1日に廃止することとされているところですが、石油製品販売業者が特約業者との委託販売契約（※）又は再委託販売契約に基づき引取りを行った軽油については、2又は3に掲げる事務手続きが必要となります。

なお、この取扱いの対象となるのは、特約業者と石油製品販売業者との間で締結された委託販売契約に基づく軽油の引取りに限ります。

※ 委託販売契約とは、消費税導入時に、特別徴収義務者と販売店との間で結ばれた「軽油委託販売契約」を含むものです。

2 委託販売軽油の事務取扱い（【別紙1・2】参照）

(1) 石油製品販売業者の事務（3月の仕入れに関する例）

- ① 3月中に委託販売契約に基づき引取りを行った軽油について、帳簿を備え、営業日ごとに仕入、販売、消費及び保管（在庫）数量を管理してください。
仕入数量等の管理については、「委託販売数量明細書」（【別紙3・4】参照）などの委託販売に係る保有軽油の管理状況が分かる書類（任意様式）を作成してください。
- ② 2者以上の特約業者と委託販売契約を締結している場合等においては、「先入れ先出し」の方法により仕入先ごとに区分して在庫数量を管理してください。
- ③ ①及び②の区分により、3月中の販売数量及び3月末の保管（在庫）数量を仕入先の各特約業者に速やかに報告してください。
- ④ ③の報告に当たっては、「委託販売数量明細書」などの軽油の管理に関する書類及び「在庫帳の写し」「POSなどによる在庫記録（実在庫）」などの在庫状況が分かる書類を添付してください。
- ⑤ 4月1日以降において、特約業者に報告した保管（在庫）軽油（③により特約業者に報告した軽油をいいます。）に係る販売量を毎月ごとに翌月10日までに（令和8年4月末日前に完売した場合は、完売後速やかに）特約業者に報告してください。

(2) 特約業者の事務（3月の仕入れに関する例）

① 申告納入数量の算定

3月実績（4月申告）分において特約業者が申告納入すべき数量は、自ら軽油を販売した数量（委託販売契約以外の軽油の販売数量）と、委託販売契約に基づく販売業者の委託販売数量（※）を加算した数量となります。

※）委託販売数量

3月中の納入数量から3月末の在庫数量（(1)③の報告を受けた保管（在庫）数量）を除いた数量をいいます。

② 申告の際の添付書類

特約業者は申告書（省令第16号の10様式）を提出する際に、販売業者から提出を受けた「委託販売数量明細書」などの軽油の管理に関する書類、委託販売契約に係る軽油の「在庫数量が分かる書類」（(1)④参照）及び「委託販売契約書（写）」を添付してください。

③ 軽油の受払い等の数量報告書（省令第16号の41様式関係）

軽油の受払い等の報告書については、従前と同様の取扱いとしてください。

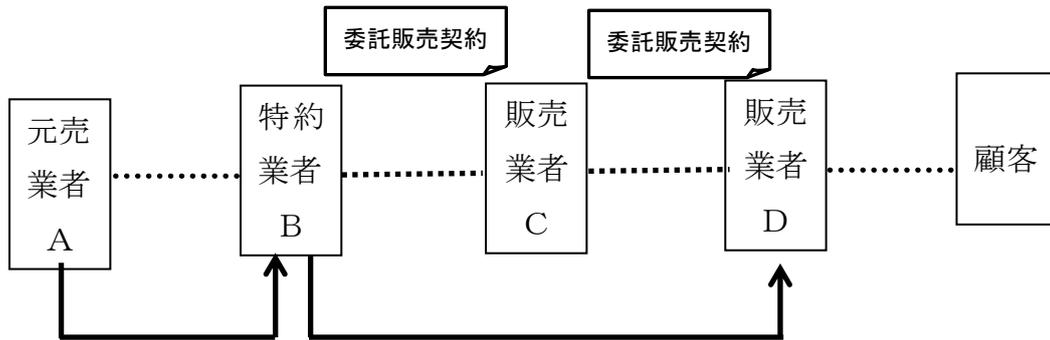
例えば、3月中に委託販売契約に基づき軽油を15KL納入した場合で、3月末の時点で販売業者が当該軽油の在庫を5KL所有（保管）していた場合は、申告納入すべき数量は10KLになりますが、軽油の受払い等の報告書における「引渡数量」「納入を行った数量」については在庫数量を差し引くことなく、納入数量（15KL）を記入してください。

※ 申告書・報告書の記載方法については、別添【申告書・報告書の記載例】を参照してください。

3 再委託販売契約に基づく委託販売軽油の取扱い

次の図のように、特約業者Bと委託販売契約を締結している販売業者Cが、さらに他の販売業者Dと委託販売契約（いわゆる「再委託販売契約」）を締結している場合等においても、販売業者Dが保有する3月末の軽油の在庫について、令和8年4月1日から本則税率（15円/リットル）を適用することができます。

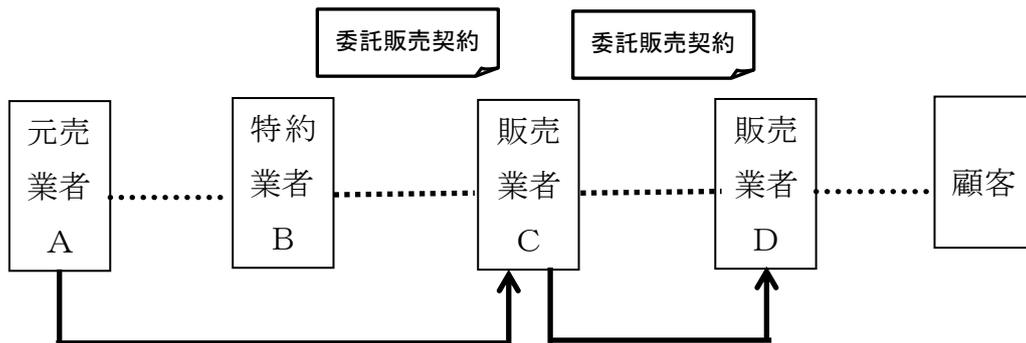
再委託販売契約のイメージ（点線は商流を、実線は物流を表します。）



* 「再委託販売先」の販売業者Dの委託販売軽油が特約業者（又は元売業者）から直接納入された場合

ただし、最終的な委託販売先（販売業者D）に軽油が納入される前に、特別徴収義務者以外の者が軽油の物流に関与した場合は、再委託販売契約に基づく委託販売軽油には該当しません。

委託販売軽油とは認められないケース

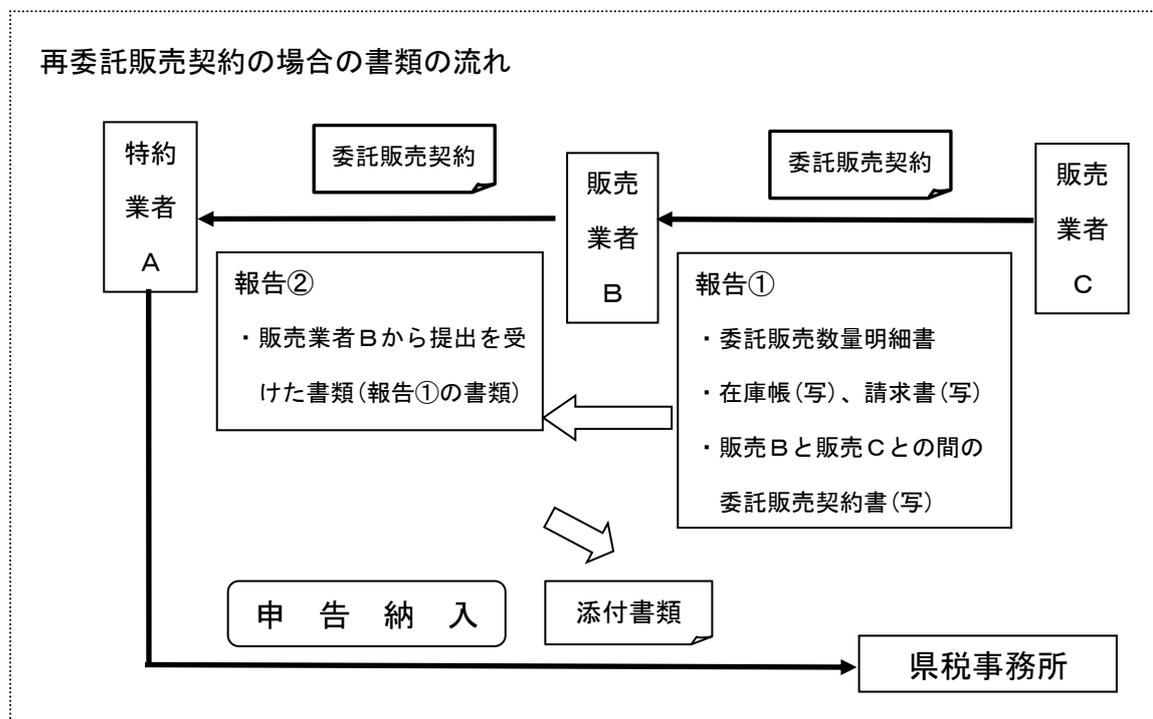


* 元売業者Aから出荷された軽油が販売業者Cの貯蔵施設に納入された後、販売業者Dに納入された場合等は、今回の取扱いにおいては、委託販売軽油には該当しません。

再委託販売軽油を扱っている特約業者は、次の書類を添付した上で、申告書を提出してください。

- ① 再委託販売軽油の全ての取引についての委託販売契約書（写）
- ② 特約業者から再委託販売先の販売業者までの請求書（又は転売証明書等）など商流上の流通経路が分かる書類
- ③ 特約業者から再委託販売先の販売業者までの流通フロー図（任意様式【別紙5】参照）

- ④ 再委託先の販売業者の再委託販売軽油に係る委託販売数量明細書及び在庫帳(写)などの実在庫に関する書類

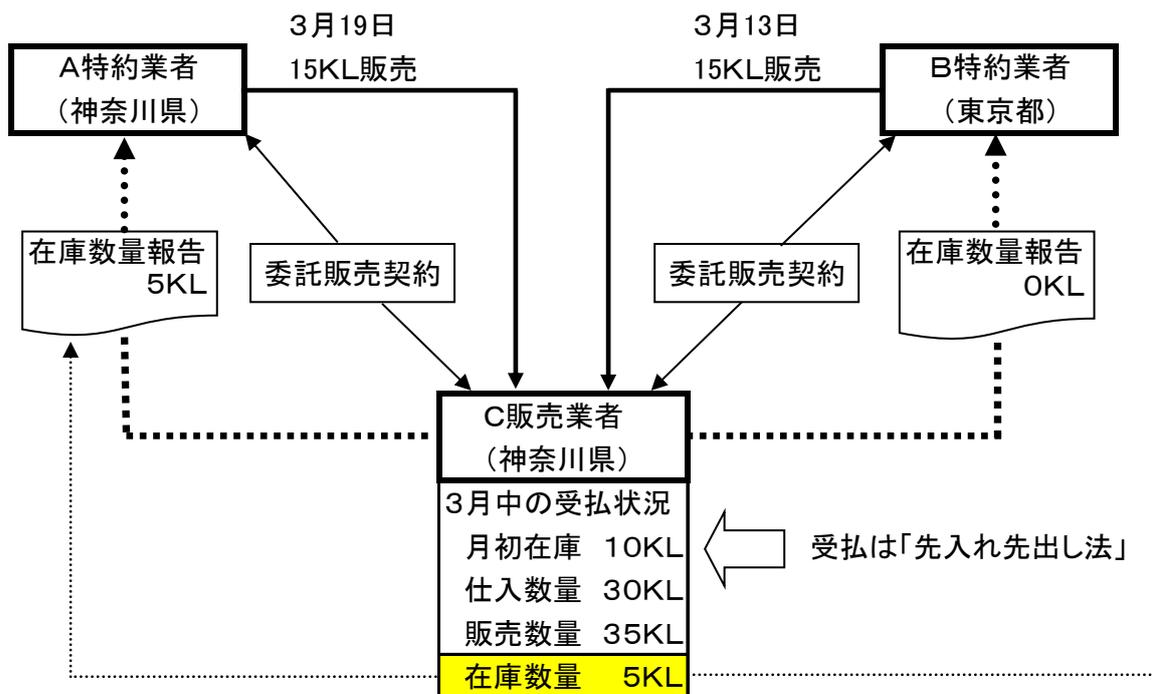


4 その他（当分の間税率の廃止に関する問合せ窓口）

当分の間税率の廃止に関する問合せ窓口は次のとおりです。

事務所名等	所在地	電話番号
戸塚県税事務所間税課	横浜市戸塚区上倉田町449	045-881-3911(代)
川崎県税事務所間税課	川崎市川崎区富士見1-1-2	044-233-7351(代)
相模原県税事務所間税課	相模原市南区相模大野6-3-1	042-745-1111(代)
横須賀県税事務所間税課	横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210(代)
小田原県税事務所間税課	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000(代)
税務指導課課税グループ	横浜市中区日本大通 1	045-210-2324(直通)

申告納入に係る手続きについて



【特約業者の申告納入数量】

A特約業者

実績月	販売区分等	販売・申告数量等	摘 要
3月分	店頭販売分	50KL	(ガソリンスタンドでの販売分)
	C販売店分	10KL	(納入数量15KL－在庫数量5KL) ←
	合 計	60KL	
	納入税額	1,906,740円	(60KL－欠減量(1/100))×32,100円
4月分	店頭販売分	50KL	(ガソリンスタンドでの販売分)
	C販売店分	20KL	(納入数量15KL＋在庫5KLが完売) ←
	合 計	70KL	
	納入税額	1,039,500円	(70KL－欠減量(1/100))×15,000円

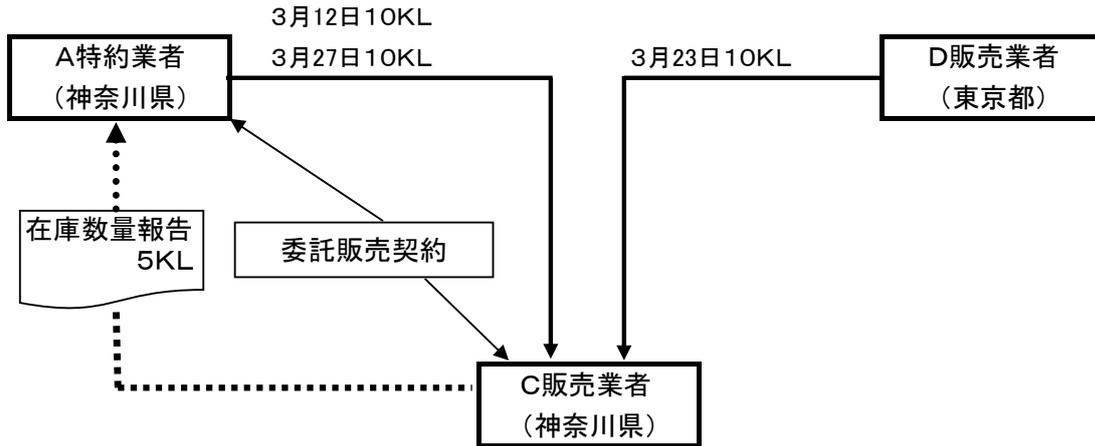
B特約業者

(委託販売に係る軽油を販売業者が3月中に完売した場合→通常の申告納入となる。)

実績月	販売区分等	販売・申告数量等	摘 要
3月分	店頭販売分	40KL	(ガソリンスタンドでの販売分)
	C販売店分	15KL	(納入数量15KL－在庫数量0KL)
	合 計	55KL	
	納入税額	1,747,845円	(55KL－欠減量(1/100))×32,100円
4月分	店頭販売分	40KL	(ガソリンスタンドでの販売分)
	C販売店分	15KL	(納入数量15KL＋在庫数量0KL)
	合 計	55KL	
	納入税額	816,750円	(55KL－欠減量(1/100))×15,000円

申告納入に係る手続きについて

【フロー図(例)】



C販売業者の軽油の受払い

(単位:リットル)

月 日	仕入数量	販売数量	在庫数量	在 庫 状 況
2月末在庫			10,000	
3月5日		7,000	3,000	
3月12日	10000(A)		13,000	2月末在庫 3,000、A特約在庫 10,000
3月15日		4,000	9,000	A特約在庫 9,000
3月18日		5,000	4,000	A特約在庫 4,000
3月23日	10000(D)		14,000	A特約在庫 4,000、D販売在庫 10,000
3月25日		4,000	10,000	D販売在庫 10,000
3月26日		6,000	4,000	D販売在庫 4,000
3月27日	10000(A)		14,000	D販売在庫 4,000、A特約在庫 10,000
3月31日		2,000	12,000	D販売在庫 2,000、A特約在庫 10,000

C販売業者の報告(A特約業者あて)

① 仕入数量	20,000リットル
② 販売数量	10,000リットル
③ 在庫数量	10,000リットル

C販売業者に対するA特約業者の請求

3月中の販売数量	20,000リットル	
軽油代金	2,000,000円	20KL × 100円
消費税相当額	200,000円	200万円 × 10%
軽油引取税 (3月分)	321,000円	10KL × 32.1円
(相当額) (在庫分)	150,000円	10KL × 15円
合計金額	2,671,000円	

A特約業者の申告

4月申告分(3月実績)	
納入数量	10,000リットル
欠減量	100リットル
納入税額	317,790円
5月申告分(4月実績)	
C販売業者の3月末現在の在庫のうち、販売数量を4月実績の販売数量に上乘せて申告。	

委託販売数量明細書(例)
(仕入先が1社のみの場合)

氏名(法人の名称)

所在地

令和8年 月実績分

営業所名称	仕入先名称	月初 実在庫数量(L)	仕入数量(L)	販売数量(L)	月末 実在庫数量(L)	備考

※1)この管理簿は営業所ごとに記入すること。

なお、複数の営業所を運営する法人の場合は、複数の営業所分を1枚にまとめて報告することも可能。

※2)月初実在庫数量と月末実在庫数量の欄は実測による数量(実在庫)をそれぞれ記入すること。

仕入数量、販売数量の欄は当月分の総量を記入すること。

委託販売数量明細書(例)

氏名(法人の名称)
 営業所名称
 所在地

令和8年 月実績分

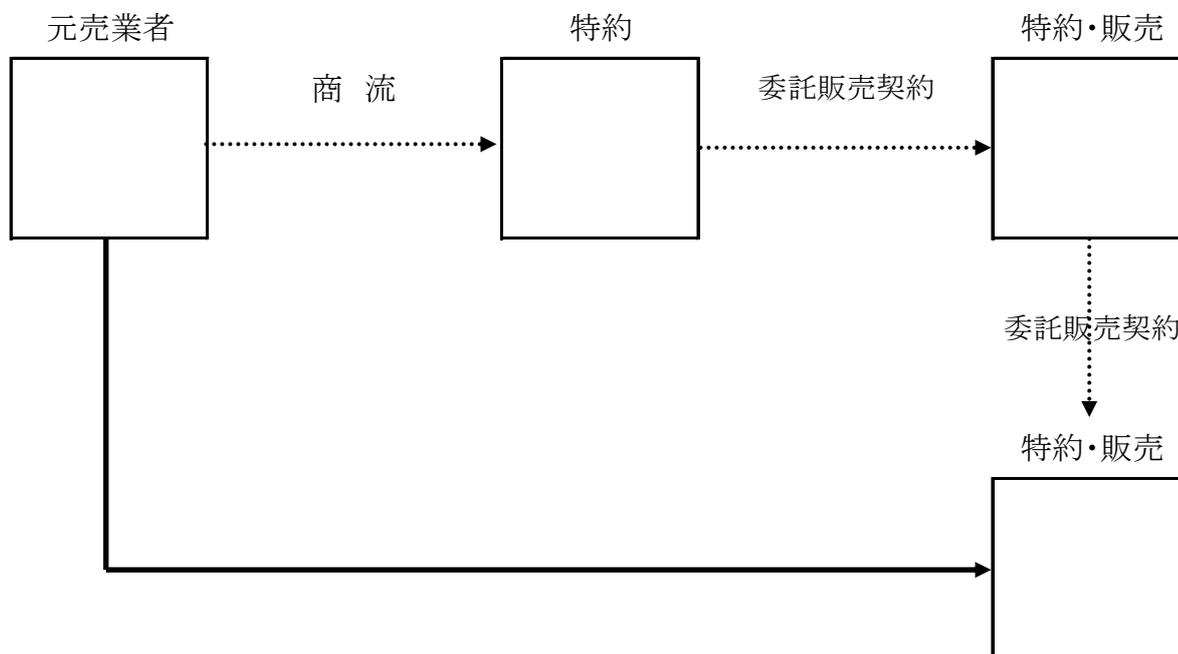
日付	仕入先名称	仕入数量(L)	販売数量(L)	実在庫数量(L)	備考
					←月初実在庫
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					←月末実在庫

＜月末実在庫数量の仕入先別内訳＞

仕入先名称	仕入数量(L)	販売数量(L)	実在庫数量(L)	備考
				←月初実在庫
				←月末実在庫
		合計		

- ※1) この管理簿は営業所ごとに記入すること。
- ※2) 仕入先名称、仕入数量、販売数量の欄は月中の取引を日ごとに記入すること。
 実在庫数量の欄も日ごとに記入し、月初と月末実在庫数量は実測による数量(実在庫)を記入すること。
- ※3) 在庫の払出は先入先出方式により算出してください。＜月末実在庫数量の仕入先別内訳＞の各欄は、算出した月末実在庫となった数量の仕入先ごとに記入すること。

流通フロー図(例)



注1) 点線は商流(委託販売)、実線は物流を示す。

注2) 枠内には、元売業者、特約業者、販売業者の名称を記載する。



申告書（省令第16号の10様式）
報告書（省令第16号の41様式及び別表）
の記載例

設定（A特約業者の3月の仕入・販売等の状況について）

- ① A特約業者は本店給油所のみを有し、ガソリンスタンドでの店頭販売のほか、C販売業者に持ち届け販売を行っている。
- ② 2月末の在庫数量 … 7,000リットル
- ③ 3月中の仕入数量 … 70,000リットル
〔D元売業者から20,000リットル〕
〔E元売業者から50,000リットル〕
- ④ 3月中の販売数量 … 65,000リットル
〔店頭販売分 50,000リットル〕
〔C販売業者への販売分 15,000リットル〕
- ⑤ A特約業者とC販売業者は委託販売契約を締結している。
- ⑥ C販売業者は、3月末時点において、A特約業者からの委託販売に係る軽油15,000リットルのうち、10,000リットル販売したものの、5,000リットルは在庫として残っていた。

申告書(省令第16号の10様式・抜粋)

3月実績(4月申告)分の例

		3月実績分	委託契約以外の販売	委託契約販売分
月中における軽油の引き渡しに係る納入数量		60,000.000	50,000.000	10,000.000
課税対象とならない数量	法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量		店頭販売分等	15KL納入 5KLが在庫 (15KL-5KL)
	法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量			
	法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量			
	免税証による軽油の納入数量			
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量			
	小 計			
差 引 計		60,000.000		
欠 減 量		600.000		
再差引計		59,400.000		
この申告によって納入すべき軽油引取税額		1,906,740	税率は、32.1円/リットル	

軽油の受払い等の報告書(省令第16号の41様式・抜粋)

令和 08 年 3 月分			
摘 要	受払い等の数量	現実の受払い等の数量	備 考
前々月末在庫数量	7 .リットル	7 .リットル	
うち課税済みのもの	.	.	
受 入 れ	製 造 数 量	.	.
	うち課税済みのもの	.	.
	輸 入 数 量	.	.
	引 取 数 量	70 .	70 .
	うち課税済みのもの	.	.
	返 還 を 受 け た 数 量	.	.
	うち課税済みのもの	.	.
	そ の 他	.	.
うち課税済みのもの	.	.	
合 計	70 .	70 .	
うち課税済みのもの	.	.	
払 出 し	引 渡 数 量	65 .	65 .
	うち課税済みのもの	.	.
	消 費 数 量	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> A特約業者の販売数量の合計 店頭販売分 50,000 リットル C販売業者への販売分 15,000 リットル </div>	
	うち課税済みのもの	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 申告書の納入数量は、 店頭販売分 50,000 リットル C販売業者への販売分 10,000 リットル (3月末時点の販売数量－在庫数量) 合 計 60,000 リットル </div>	
	返 還 を 行 っ た 数 量	.	.
	うち課税済みのもの	.	.
そ の 他	.	.	
うち課税済みのもの	.	.	
合 計	65 .	65 .	
うち課税済みのもの	.	.	
前月末在庫数量	12 .	12 .	
うち課税済みのもの	.	.	

引取数量(受払い等の数量)

引渡しを行った者別・道府県別明細書(省令第16号の41様式別表1・抜粋)

令和 <input type="text" value="08"/> 年 <input type="text" value="03"/> 月分				1	枚のうち
				1	枚目
引渡しを行った者の氏名又は名称	引渡しを行った者の事務所 又は事業所所在の道府県名	引 渡 数 量		備 考	
			うち課税済みのもの		
D 元 売 業 者	東 京 都		20 0 0 0 .		
E 元 売 業 者	神 奈 川 県		50 0 0 0 .		
			.		
			.		
			.		
			.		
			.		
			.		
			.		
			.		
			.		
			.		
			.		
			.		
			.		
			.		
計			70 0 0 0 .		
			.		

引取数量(現実の受払い等の数量)

納入を行った者別・道府県別明細書(省令第16号の41様式別表2・抜粋)

令和 <input type="text" value="08"/> 年 <input type="text" value="03"/> 月分			1	枚のうち
			1	枚目
納入を行った者の氏名又は名称	納入を行った者の事務所 又は事業所所在の道府県名	納入を受けた数量		備考
			うち課税済みのもの	
D元売業者	東京都		20000.	
E元売業者	神奈川県		50000.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
計			70000.	

引渡数量(受払い等の数量)

引取りを行った者別・道府県別明細書(省令第16号の41様式別表5・抜粋)

令和 <input type="text" value="08"/> 年 <input type="text" value="03"/> 月分			1	枚のうち
			1	枚目
引取りを行った者の氏名又は名称	引取りを行った者の事務所 又は事業所所在の道府県名	引 渡 数 量		備 考
		うち課税済みのもの		
自動車の保有者	神奈川県	50	000	<p>注意</p> <p>現実の引渡し数量を記載 * 申告書の納入数量は、C販売業者の3月末の在庫分(5KL)を差し引いた10KLを課税標準量として申告納入する。</p>
C販売業者	神奈川県	15	000	
計		65	000	

引渡数量(現実の受払い等の数量)

納入を受けた者別・道府県別明細書(省令第16号の41様式別表6・抜粋)

令和 <input type="text" value="08"/> 年 <input type="text" value="03"/> 月分			1	枚のうち
			1	枚目
納入を受けた者の氏名又は名称	納入を受けた者の事務所 又は事業所所在の道府県名	納入を行った数量		備 考
			うち課税済みのもの	
自動車の保有者	神奈川県		50000.	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意</p> <p>現実の納入数量を記載 * 申告書の納入数量は、C販売業者の3月末の在庫分(5KL)を差し引いた10KLを課税標準量として申告納入する。</p> </div>
C販売業者	神奈川県		15000.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
計			65000.	

在庫数量(現実の受払い等の数量)明細書(省令第16号の41別表10)

令和 <input type="text" value="08"/> 年 <input type="text" value="03"/> 月分		1	枚のうち
		1	枚目
事務所又は事業所 名称	所在地	消費数量	
		うち課税済みのもの	
備考			
A特約業者本店給油所	横浜市中区日本大通	12000.	注意
		.	特約業者の給油所等の在庫 数量を記載 委託販売先の販売業者の保 管(在庫)軽油は記入しない。
		.	
		.	
		.	
		.	
		.	
		.	
		.	
		.	
		.	
		.	
		.	
		.	
		.	
	計	12000.	